

---

---

新清掃センターごみ処理施設建設・運営事業  
実施方針に関する質問への回答

---

---

令和3年7月26日

敦賀市

## (1) 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	1	第1章		No13	構成員	<p>構成員 プラントの設計建設を行う者として、建築物の施工を行う者との共同企業体の結成を想定した場合、建築物の施工を行う者がSPCへの出資を行わない場合でも、(構成員として)共同企業体の結成が出来るとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>20年間の施設運営において、建築物のメンテナンスは工種ごとの地元企業へ協力を求めることから、施工を行う者がSPCへの出資を行うことが参加意欲を損なう可能性があります。</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、本事業では、運営事業者（SPC）に出資する企業を「構成員」、運営事業者に出資しない企業を「協力企業」と定義しています。建設工事共同企業体を組成する場合には、当該共同企業体の代表者（プラント設備の設計・施工を行う者）は「構成員」にならなければなりません、それ以外の者は任意です。</p>
2	11	第3章	3	(2)	ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の条件	<p>本施設の施工を行う者が(a)～(d)の要件をすべて満たす場合は、本施設の設計を行う者は、(a)の要件を満たしていればよいとの理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>本施設の施工を行う者が(a)～(e)の要件をすべて満たす場合には、お見込みのとおりです。</p>
3	15	第3章	4	(2)	審査の手順及び方法	<p>7頁目には「敦賀市又は美浜町に本社又は本店（主たる営業所を含む）を有する者」を「以下『地元企業』という」とあります。15頁目記載の地域貢献の評価の対象となる「地元企業」も7頁目と同義と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	17	第5章	1	(3)	キ 緑化率	<p>電力会社に売電する場合、工場立地法が適用となり、同法により緑地及び環境施設を確保する必要があると思いますが、緑化率は「なし」と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本施設は工場立地法の適用となりますが、新清掃センターの敷地面積は約7ha、うち建設予定地の約2haを除いた約5haにおいて工場立地法の規定に基づく環境施設面積等についての条件（環境施設面積25%以上）を満たしております。 工場立地法の制度概要等については国及び敦賀市のホームページをご確認ください。</p>

## (2) 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容
1	24	別紙2		共通	近隣対応 リスク	搬入車両及び搬出車両に対する騒音苦情等の近隣対応は、貴市の所掌と捉えており、「上記以外のもの」についても、貴市の担当欄にも事業者と同じ「○」が付くものと考えます。
2	-	-	-	-	-	ダンピング防止、設計・施工及び運営・維持管理の品質確保、地元人材の低賃金での雇用防止、地元企業の保護などを図り、事業の適切かつ確実な実施を確保するという観点から、落札者決定基準における価格評価において定量化限度額を設定頂きたいようお願い申し上げます。尚、近年福井県内で廃棄物処理施設新設の入札公告を行った全ての自治体様（南越清掃組合様、若狭広域行政事務組合様、福井市様）で、定量化限度額・失格基準価格の設定といった何らかのダンピング防止措置を講じております。